令和３年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修　研修レポート抜粋

（誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります）

県北会場

科目　②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

◆　児童クラブの運営の中で、子どもたちの「参加する権利」の気付きがありました。投書箱の設置は是非取り入れたいです。出てきた意見をスタッフで話し合い、公開・回答すること、すぐできることを実行したり、時間はかかるけれどできる旨を説明したり、できないことはできないと理由を伝えることも大切なんだと改めて確認できました。地域の社会資源や民生委員、ＰＴＡ等とも連携をもっと積極的に図っていきたいです。

◆　共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの利用者が年々増えていることに伴い、平成 27 年に制度改正を行ったことが分かりました。子どもと日々密接な関わりを持つ支援員は、子どもの人権に配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うことが大切であると理解しました。職場、家庭、学校と情報を共有し、連携を深め、保護者が安心して子育てと仕事の両立ができ、子どもが安全な環境で放課後を過ごせるよう努めていきたいと思います。

◆　一般原則の虐待等の禁止、秘密の保持及び社会的責任等について学びました。特に子どもが安全安心、健やかに過ごすためには、子どもへの暴力や不公平な関わりがないよう、子どもや保護者の権利擁護や職員の倫理規定を遵守することが重要であり、さらに子どもの権利を守るために、子どもと日々密接に関わる職員は豊かな人間性と倫理観を備えることが必要とあります。責任の重みを感じます。

◆　本科目を通じて理解できたことは、児童館と児童クラブの違いは何かということです。同じ空間で色々なことを経験し学べることは大きなメリットでもあります。私は保育士ですが、現場でも同じことが言えます。地域との連携、異年齢の関わりは、どの分野であっても大切なこと。思いやりや相手の気持ちを考えられるような育成を図っていけるよう環境づくりを心掛けていきたいです。

◆　支援員が生活指導や育成支援を行っていく大切な場が放課後児童クラブであることを理解した。児童と一緒に過ごすことで表面化しづらい虐待への気付きなどへもつながっていく場でもあると感じた。また、子どもの権利を保障するために権利擁護に関する知識や意識を高め、子どもの最善の利益を考慮しながら、児童の育成支援をしていかなければならないと思う。子ども一人ひとりが安心して過ごせる環境整備をしたい。